

大阪市告示第597号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和8年5月25日（月）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年5月3日（日）から 同月6日（水）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年5月8日（金）から 同月9日（土）まで	午前8時から 午後11時まで
	令和8年5月10日（日）から 11日（月）まで	午前8時から 翌午前1時まで
	令和8年5月13日（水）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年5月14日（木）から 同月15日（金）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和8年5月17日（日）	午前7時30分から 午後9時まで

	令和8年5月19日（火）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年5月22日（金）	午前7時から 午後9時まで
	令和8年5月24日（日）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年5月27日（水）	午前8時から 午後9時まで
	令和8年5月29日（金）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和8年5月30日（土）	午前8時から 午後9時まで
大阪市中央体育館 第2体育場	令和8年5月22日（金）	午前9時から 午後12時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）